

事前評価調書

I 事業概要																																																																																
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）																																																																															
地区名	野依地区																																																																															
事業箇所	豊橋市野依町																																																																															
事業のあらまし	<p>本地区は、豊橋市の南部に位置し、二級河川梅田川左岸に位置する水田地帯である。低平地のため、降雨時における地区内の排水は機械排水に依存しており、昭和52年に設置された野依排水機場が地区内の排水対策を担っている。</p> <p>しかし、近年の都市化の進展に伴い流出量が増大するとともに、既設排水機場は設置から30年以上が経過し排水能力の低下がみられ、湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、たん水防除事業では排水機場の更新を実施することで地域の浸水を防ぎ、農地や地域住民の生活を守ることを目的としている。</p>																																																																															
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>湛水被害を未然に防止し、農地や地域住民の生活を守る。</p> <p>（基準雨量：323 mm/3日、1/20年確率雨量）</p>																																																																															
事業費	事業費		内訳																																																																													
	9.9億円		■工事費 8.2億円、■用補費 0.2億円、■その他 1.5億円																																																																													
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成35年度																																																																										
事業内容	<p>排水機場 1箇所</p> <p>・野依排水機場（φ800×2台）</p>																																																																															
II 評価																																																																																
1) 必要性	<p>本地区は、二級河川梅田川沿いの低平地にあり、降雨時には排水機場により機械排水を行っている。また、近年の地区内開発による流出量の増加や排水機場の能力低下により、効率的な排水ができないなど、大雨による湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、早急に本施設の更新を行い、これらの被害を防止する必要がある。</p>																																																																															
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>																																																																													
1) 事業計画	<p>【理由】</p> <p>降雨時における排水を農業用排水機場に依存する地域であり、機能低下した排水機場を速やかに更新し、排水能力を向上する必要があるため。</p>																																																																															
	②事業の実効性	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機場工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・上屋工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・機械工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・樋門工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・撤去工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>事業費（億円）</td> <td colspan="4">8.5</td> <td colspan="3">1.4</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種区分	調査・設計	←→						用地補償		←				→	工事							・機場工		←→				←→	・上屋工			←→				・機械工				←→			・樋門工			←→				・撤去工							←→	事業費（億円）	8.5				1.4	
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																																									
工種区分	調査・設計	←→																																																																														
	用地補償		←				→																																																																									
	工事																																																																															
	・機場工		←→				←→																																																																									
	・上屋工			←→																																																																												
	・機械工				←→																																																																											
・樋門工			←→																																																																													
・撤去工							←→																																																																									
事業費（億円）	8.5				1.4																																																																											
2) 地元の合意形成	<p>本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。</p>																																																																															
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p>																																																																														

		<p>【理由】 事業計画に無理が無く地元の合意形成も図られており、計画の実効性が期待できる。</p>
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である。	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 —</p> <p>【主な評価内容】 本事業は想定規模と同等の降雨がなければ、その効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。</p>		